

東京都交通局業務統括管理者設置に関する要綱

平成18年9月25日

18交総第610号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都交通局における鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第24条の2に規定する業務統括管理者の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選任)

第2条 業務統括管理者は、理事級の職にある者又は建設工務部若しくは車両電気部の部長（担当部長を含む。）の職にある者の中から、交通局長が選任する者をこれに充てる。

（平成22年6月28日一部改）

(職責)

第3条 業務統括管理者は、設計に関する業務を統括管理するとともに、設計業務実施規程（13交建工第614号）及び関係法令に従い、設計に関する業務を適確に実施させるために必要な事項について、関係各部を統括管理する。

附 則

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

附 則（22交総第317号）

この要綱は、平成22年6月28日から施行する。